

2012年12月13日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに
係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供する
ことに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年11月30日付けで諮問（第527号）された国民健康保険の資格
の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由
は次のとおりである。

(1) 目的外に提供する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の保険年金課で保有する国民健康保険被保険者情報に係る照会は、
神奈川県藤沢警察署司法警察員によるもので、刑事訴訟法第197条第2
項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では「捜査については、公務所又は公私の
団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定してお

り、その照会に応じなければならない拘束力はない。そこで、本件照会について、その詳細と照会の具体的な必要性を神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「藤沢市発行の『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の写しを提示し、医療機関で手術を行った者が、手術後医療費を未払いのまま行方不明となってしまった。この件について、詐欺事件で立件するかどうか判断するにあたり、提示した『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の写しが本物であるか、『国民健康保険被保険者受給資格証明書』を申請し受け取った者が本人であるかを確認するために、『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の申請書類一式の写しが必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、「捜査関係事項照会書」のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査上、提示した『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の写しが本物であるか、『国民健康保険被保険者受給資格証明書』を申請し受け取ったものが本人であるかを知る必要がある」とのことであり、本件において目的外に提供する個人情報（国民健康保険被保険者資格取得届出時の届出書類（転入届と同時であるため住民異動届となる。））によってしか得られないものである。

本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、正当な請求権を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は、認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外に提供する個人情報

届出人記載書類の写し

(ア) 住民異動届の写し

エ 目的外提供の相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜

査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人通知をしないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

資料1 捜査関係事項照会書（写し）

資料2 住民異動届の写し

資料3 個人情報取扱事務届出書

資料4 国民健康保険法、住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行規則

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「藤沢市発行の『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の写しを提示し、医療機関で手術を行った者が、手術後医療費を未払いのまま行方不明となってしまった。この件について、詐欺事件で立件するかどうか判断するにあたり、提示した『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の写しが本物であるか、『国民健康保険被保険者受給資格証明書』を申請し受け取った者が本人であるかを確認するために、『国民健康保険被保険者受給資格証明書』の申請書類一式の写しが必要である。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が国民健康保険被保険者資格取得届出時の届出書類（転入届と同時であるため住民異動届となる。）によってしか得られないもので、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人に通知した場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上